

文京区アカデミー推進協議会設置要綱

18文区ア第118号 平成18年6月2日区長決定
 21文アア第350号 平成21年9月1日改正
 23文アア第701号 平成24年2月20日改正
 24文アア第154号 平成24年6月1日改正
 26文アア第169号 平成26年5月1日改正
 26文アア第1115号 平成27年1月23日改正
 30文アア第104号 平成30年4月1日改正
 2019文アア第106号 平成31年4月1日改正

(設置)

第1条 文京区アカデミー推進計画の進行管理を行うため、文京区アカデミー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行う。

- 一 文京区アカデミー推進計画における事業の実施状況の点検、評価に関すること。
- 二 文京区アカデミー推進計画の推進に必要な事項。
- 三 文京区アカデミー推進計画の改定に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、生涯学習関係団体、スポーツ関係団体、文化芸術関係団体、観光関係団体、国内交流団体、国際関係団体等及び公募区民から文京区アカデミー推進本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する者20人以内をもって構成する。

2 本部長は、特別の事項を調査し、又は審議するため、前項に規定する委員のほか、臨時委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する委員の任期は、委嘱した日からとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めたときは、それぞれ委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は助言を受けることができる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、アカデミー推進部長、アカデミー推進部アカデミー推進課長、アカデミー推進部観光・都市交流担当課長、アカデミー推進部スポーツ振興課長、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長及び教育推進部真砂中央図書館長の職にあ

る者とする。

- 3 幹事は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(分科会)

第9条 会長は、協議会の効率的運営を図るために、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、協議会から指定された事項について検討し、その結果を協議会に報告する。

3 分科会は、座長及び分科会員をもって組織する。

4 座長は、第3条の学識経験者のうちから、会長が指名する。

5 分科会員は、協議会員のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則（平成18年6月2日付18文区ア第118号）

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付 則（平成21年9月1日付21文アア第350号）

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成24年2月20日付23文アア第701号）

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

付 則（平成24年6月1日付24文アア第154号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則（平成26年5月1日付26文アア第169号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則（平成27年1月23日付26文アア第1116号）

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日付30文アア第104号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月1日付2019文アア第106号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。